

宇陀市公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

宇陀市長 竹内 幹郎

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
下片岡地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 2経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：新規就農の促進
コメント：集落においては、青年の新規就農者の受け入れを推進し、今後懸念される耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。